

発議第 1 号

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市議会議長 有 田 一 彦 様

提出者	廿日市市議会議員	堀 田 憲 幸
賛成者	〃	山 口 三 成
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	栗 栖 俊 泰
〃	〃	砂 田 麻佐文
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	小 泉 敏 信

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

廿日市市議会会議規則（昭和 6 3 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「他の賛成者」を「1 人以上の賛成者」に改める。

第 1 6 条中「賛成者」を「1 人以上の賛成者」に改める。

第 1 7 条中「他の賛成者」を「1 人以上の賛成者」に改める。

第 6 4 条中「第 5 6 条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

円滑な議会活動を推進する目的で、議会運営に関し必要な規定の整理を行うため、この規則案を提出するものである。

(発議第1号)

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

円滑な議会活動を推進する目的で、議会運営に関し、必要となる賛成者の明確化及び質問回数制限の廃止について規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 必要な賛成者の数の明確化

第14条、第16条及び第17条に関し、それぞれ必要な賛成者の数を明記する。

(2) 質問回数制限の廃止

議会運営の実態に則し、第64条中の回数を制限する規定を削る。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第120条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○廿日市市議会会議規則（昭和16年議会規則第1号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、 法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署 し、その他のものについては<u>1人以上の賛成者</u>とともに連署して、議長に提 出しなければならない。 2 （略） （動議成立に必要な賛成者の数） 第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、 他に<u>1人以上の賛成者</u>がなければ議題とすることができない。 （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものにつ いては所定の発議者が連署し、その他のものについては、<u>1人以上の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （準用規定） 第64条 質問については、<u>第60条（質疑又は討論の 終結）</u>の規定を準用する。	（議案の提出） 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、 法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署 し、その他のものについては<u>他の賛成者</u>とともに連署して、議長に提 出しなければならない。 2 （略） （動議成立に必要な賛成者の数） 第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、 他に<u>賛成者</u>がなければ議題とすることができない。 （修正の動議） 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものにつ いては所定の発議者が連署し、その他のものについては、<u>他の賛成者</u> とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （準用規定） 第64条 質問については、<u>第50条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の 終結）</u>の規定を準用する。

発議第2号

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市議会議長 有 田 一 彦 様

提出者	廿日市市議会議員	堀 田 憲 幸
賛成者	〃	山 口 三 成
〃	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	栗 栖 俊 泰
〃	〃	砂 田 麻佐文
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	小 泉 敏 信

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

廿日市市議会委員会条例（昭和 6 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の廿日市市議会委員会条例第 2 0 条の規定は適用せず、改正前の廿日市市議会委員会条例第 2 0 条の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、廿日市市議会の委員会へ出席を求めようとする者の名称を改めるため、この条例案を提出するものである。

(発議第 2 号)

甘日市市議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、甘日市市議会の委員会へ出席を求めようとする者の名称を改めるため、この条例案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 第 20 条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の甘日市市議会委員会条例第 20 条の規定は適用せず、改正前の甘日市市議会委員会条例第 20 条の規定は、なおその効力を有する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）

附 則

(旧教育長に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

廿日市市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市議会委員会条例 (昭和63年条例第3号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他の法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 附 則 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の廿日市市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、改正前の廿日市市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。	(出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他の法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。 附 則 (新設)

